

岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設新築工事
特記仕様書

(安全訓練等の実施)

第1条 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも出来る。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚教材による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

3 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

(公共事業労務費調査に対する協力)

第2条 受注者は、本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(共通費実態調査に対する協力)

第3条 受注者は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした共通費実態調査に協力しなければならない。

なお、調査票は以下に掲載していること。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html

(コリンズ (CORINS) への登録)

第4条 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム (コリンズ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事として、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間 (土曜日、日曜日、祝日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

(建設副産物)

第5条 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石を資源有効利用促進法に基づく基準量 (別表1) を超えて工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し契約締結後14日以内に監督職員に提出しなければならない。なお、再生資材利用計画書は施工計画書に添付するものとする。

2 受注者は、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、建設発生土を資源有効利用促進法に基づく基準量 (別表1) を超えて工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、契約締結後14日以内に監督職員に提出しなければならない。なお、再生資源利用促進計画書は施工計画書にも添付するものとする。

- 3 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事現場内の公衆の見えやすい場所へ提示しなければならない。

（経年検査）

第6条 受注者は、岩手県県営建設工事請負契約書別記第41条に規定する契約不適合か否かを確認することを目的として行う経年検査に協力しなければならない。なお、経年検査の実施及びその方法については、発注者との協議により別途決定するものとする。

別表1 資源有効利用促進法に基づく基準

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m³以上 2. 砕石・・・・・・・・・・500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500 m³以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 } 合計 200 t 以上

※建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、該当工事でこれらの品目が利用され、又は発生する場合には、あわせて記載してください。